

－ 患者様へ －

一般名による処方箋の発行について

2021年以降、全国的に医薬品の供給が不安定な状況が続いており、患者さんにおいて、特定の商品を手に入れることが難しくなっています。

そのため、処方箋の記載を「商品名」ではなく、有効成分の名称である「一般名」にして、お薬の選択肢を増やすことで、患者さんが必要なお薬を手に入れるようにする「一般名処方」が推奨されています。

当院におきまして、この「一般名処方」を円滑に行ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、ご不明な点がありましたら当院の薬剤師まで
ご相談ください。